

ほご 保護のしおり

せいかつ ほご しんせい
生活保護の申請は、すべての国民に与えられた権利です。



みさとし せいかつ か
三郷市 生活ふくし課

三郷市花和田648番地1

支援1係 048-930-7776 (直通)

支援2係 048-930-7777 (直通)

うけつけじかん
受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
(土日・祝日・年末年始を除く)



1. 生活保護とは

びょうき やげがなどで、生活を維持することがむずかしくなったとき、憲法第25条(生存権)の理念に基づいて、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。そして、再び自分の力で自分のくらしを支えられるように支援すること(自立助長)を目的とした制度です。この制度は、生活保護法に基づいて行われます。

2. 生活保護の基本的な考え方

生活保護は、一人ひとりがその利用できる資産や能力、その他のあらゆるものを生活維持のために活用することを要件として行われます。(生活保護に優先します。)

ただし、急迫した事情がある場合は、その時点で必要な保護を行うこともあります。

※「活用できるもの」とは、以下のようなものがあります。

1) 稼働能力



...

世帯の中で働く能力のあるかたは、その能力を十分に活用していただきます。

2) 資産



...

預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など、活用できる資産がある時は、生活のために活用していただくことになっています。



保護が開始された場合は、地域の普及率にかかわらず、原則として車・バイクの保有・運転は認められていませんが、仕事で必要、などの事情がある場合にはご相談ください。

3) 扶養義務者からの援助

夫婦や親子、及び兄弟姉妹間にはお互いに援助し合う義務があつて、これを扶養義務といいます。援助が受けられるかどうかの調査は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。援助を求めることが難しい(高齢・疎遠など)、または、明らかに自立の妨げとなる方(DVなど)に対しては行いませんので、事情のあるかたはお申し出ください。

4) その他の制度…他法他施策優先

生活保護以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）を受けることができる場合は、生活保護に優先して、まずはそれらを活用することになります。

3. 生活保護の申請権と義務（生活保護法第4条、第7条）

生活保護を受けるには、原則、本人や家族等による申請が必要です。

申請は、所定用紙（生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書など）に必要事項を記入し、生活ふくし課に提出してください。なお、病気などで窓口に来ることが難しいときは、まずお電話でご相談ください。

※申請時のマイナンバー（個人情報）の記載について（平成28年1月1日施行）

生活保護事務でのマイナンバー活用の為、申請書にマイナンバーを記載して下さい。

4. 保護の内容

生活保護には、以下8種類の扶助があります。

- 生活扶助 …… 基本的な生活費。（食費や家財道具、衣服の費用を含む）
- 住宅扶助 …… 家賃や更新料、修繕・維持費等
※共益費や管理費などは支給の対象になりません。
- 教育扶助 …… 義務教育（小・中学校）課程の費用（給食費、学用品、教材費など）
- 介護扶助 …… 介護保険の自己負担分相当額等 → 「介護券」
- 医療扶助 …… 通院や入院の医療費・薬代、通院移送費用等
→ 「医療券」「調剤券」
- 出産扶助 …… 出産に関する費用（分娩・前後の処置、衛生材料）の実費
※分娩は児童福祉法の入院助産が優先されます
- 生業扶助 …… 高校の就学や技能習得、就職の支度費、等
- 葬祭扶助 …… 葬儀に関する諸費用。（但し、単身世帯には支給できない）

※ ほかに、「就労自立給付金」や「進学準備給付金」などの給付もあります。

5. 生活保護費について

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位とします。
 保護費は、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比べて、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。



さいていせいかつひ

最低生活費とは

その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域（級地区分）などをもとに、国で決めた基準により計算された1か月分の生活費です。金額は、月によって変わる場合があります。（冬季加算など）

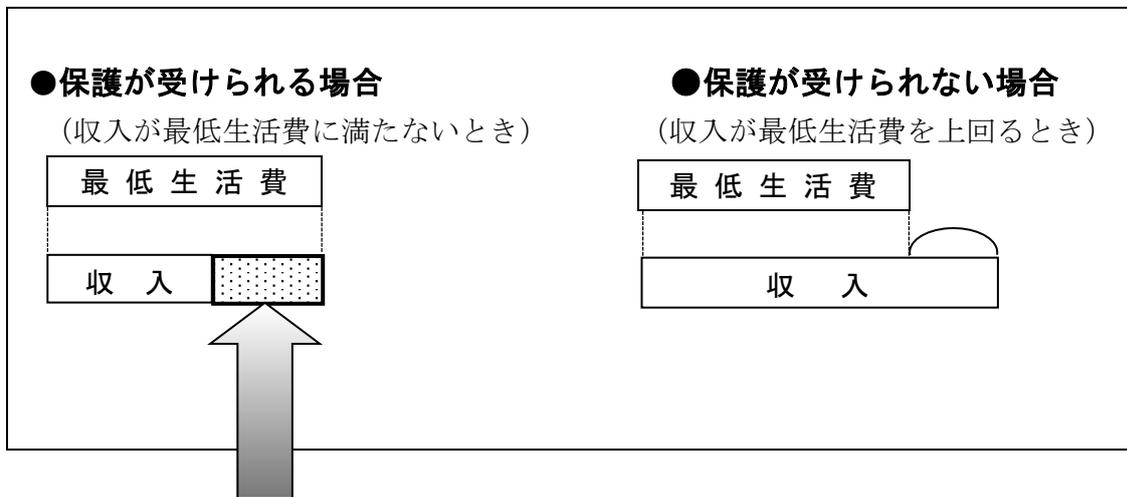


しゅうにゅう

収入とは

- ・ 働いて得た収入（給料など） … 控除があります。
 - ・ 年金・手当など、他の法律等により支給される金銭
 - ・ 親や兄弟姉妹などからの仕送り援助
 - ・ 資産を貸したり売ったりして得た収入 … 賃料・自宅売却費など
- ※ 借金も収入になります。 … カードキャッシングなど

など、世帯員全員の収入を合計したものです。



この部分が「保護費」 + 「医療・介護」
 （現金給付 + 現物給付）



6. 保護の申請から決定まで

1) 調査

申請書と添付書類を提出されますと、それにもとづいて生活ふくし課の担当員（ケースワーカー）が、保護が必要かどうかの調査をします。内容は、以下のようなものです。

- ① 現在の生活状況（訪問）
- ② 世帯員の健康状況
- ③ 稼働能力の有無の状況
- ④ 扶養義務者の状況
- ⑤ 収入や資産（預貯金や生命保険、土地・家屋など）
- ⑥ その他保護の決定に必要な事項

なお、自立を支援するため、今までの生活状況などをお聞きすることもあります。プライバシーは守られますので、御協力ください。

2) 決定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要な程度のものか、福祉事務所長が判断し、**申請日から14日以内**（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

なお、決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から90日以内に知事に対して審査請求を行うことができます。（法第64条）

3) 暴力団員について

現役暴力団員は、稼働能力活用の要件に適合せず、また、資産・収入の活用の要件が確認できない為、原則として生活保護を受けることはできません。保護を受けた後に、暴力団員であることが判明した場合は、暴力団を離脱しない限り、保護が廃止となります（平成18年3月30日 厚生労働省 社会・援護局保護課長通知）。

7. 保護が開始された場合

1) 保護費の支給

保護費は毎月決められた日（**原則5日**）に、その月の一ヶ月分の保護費を支給します。（現金または口座振り込み）

2) 医療・介護について

国民健康保険、後期高齢者医療を利用していた方は、保護を受けているあいだ、**保険証が使えなくなります。**

- 病院にかかる時は、生活ふくし課から受け取った「医療券」・「調剤券」を医療機関（病院や薬局）に提出してください。

- 介護費については、福祉事務所が、直接介護サービス事業者に支給します。



3) 守っていただくこと

① 譲渡禁止 (法第 59 条)

保護、就労自立給付金、もしくは進学準備給付金の支給を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

② 生活上の義務 (法第 60 条)

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

③ 届け出の義務 (法第 61 条)

あなたの申し出を基にして支給する保護費等を決めますので、

- 収入があったとき (給与・ボーナス・遺産・手当 など)

※ 高校生のアルバイト代も申告が必要です！

- 年金をもらい始めた、金額が変わったとき。

- 住まいの契約更新や、家賃について変更があったとき

などは、すぐに生活ふくし課の窓口へ届け出てください。



④ 指導・指示に従う義務 (法第 62 条)

あなたの生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。従わない場合は、保護の変更、停止または廃止になることもあります。

4) 保護費を返していただくことがあります

- ① 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならないこととされています。(法第 63 条)

- ② 事実と違う申請や、不正な手段によって保護費を受け取ったときは、その金品を徴収されるだけでなく、法律で罰せられることがあります。

(法第 78 条、法第 85 条)



5) 家庭訪問をします



生活保護が開始になった場合は、生活ふくし課の担当員が定期的に訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて保護費を適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、再び自立した生活ができるよう支援します。

8. 民生委員について

地域での生活相談にのってくれるかたです。